

信州上田藩上塩尻村堅磐講の一考察

岩 間 剛 城*

Abstract

This paper consider the Kenban-Ko, which was organized in 1857 in the village of Kami-shiojiri, Chisagata district, Shinano, Japan. Kenban-Ko was the permanent saving-type mutual financing association, which was differed from the regular type of the Tanomoshi-Ko. All member of the Kenban-ko lived in Kami-shiojiri village. The Kenban-Ko's main fund management was the loan to the person outside the Kami-shiojiri village. The Ueda Han domain approved the Kenban-Ko, and part of the money was paid to it by association. It seems that the progress of the market economization by the expansion of the silkworm egg trade business was the reason that the loan increased. Kenban-Ko was merged by Eizoku-sha in 1874, and Eizoku-sha was reorganized into the Shiojiri bank in 1880.

はじめに

本稿は、日本国内有数の蚕種生産地帯であった、信濃国小県郡上塩尻村¹⁾における農村金融組織のうち、同村で組織された永続講に属する講の1つであった、堅磐講を取り上げて考察を試みるものである。

蚕種生産・販売が盛んであり、国内有数の産地となっていた上塩尻村においては、18世紀から農村金融組織である金融講²⁾が形成され

ていた。永続講に属する講の1つであり、本稿

一（宮本又次編『史的考察 金融機構と商業経営』清文堂、1967年）。大塚英二『日本近世農村金融史の研究』校倉書房、1996年。加藤慶一郎「頼母子講の展開状況—江州日野・中井源左衛門家を中心に—」「頼母子講と商品流通—安芸国豊田郡御手洗町を中心に—」『近世後期経済発展の構造』清文堂、2001年などが挙げられる。

近年における研究としては、河内国丹南郡の豪農岡田家による数郡におよぶ広域金融活動、および信濃国更級郡今里村の豪農更科家による信濃国内七郡と越後国頸城郡にまで展開した広域金融活動について検討をした上で、隣々村までの範囲である「地域金融圏」での中核的豪農による金融活動が、近世期における地域経済の維持に有意義であった事を、豪農論の観点から論じた福澤徹三『十九世紀の豪農・名望家と地域社会』思文閣出版、2012年。信濃国松代藩の金融について、村が受け入れた金融の3分の1以上が藩・藩士からの借入金であった事を論じた福澤徹三・渡辺尚志編「近世後期の金融市場の中の村—信濃国水内郡南俣村の事例から—」『藩地域の農政と学問・金融』岩田

* 近畿大学経済学部准教授

- 1) 天保期における、上塩尻村に居住する蚕種商人の取引活動を検討した研究の一例としては、長谷部弘「上田藩領上塩尻村蚕種商人の取引活動—1833（天保4）年の分析を中心に—」『研究年報経済学』65巻4号、2004年が挙げられる。
- 2) 近世日本の農村金融講に関する先行研究は多数あるが、代表的な研究の一例としては、森嘉兵衛『無尽金融史論』法政大学出版会、1982年。福山昭『近世農村金融の構造』雄山閣、1975年。岩橋勝「大和郡山藩における領主的金融講—江州領浅井・神崎両郡を中心として

で検討対象とする堅磐講が結成された以前に、通常の満期解散型の金融講³⁾が存在していた状況については、上塩尻村における有力な蚕種商人であった佐藤嘉三郎家文書を用いた上で、先行研究において既に指摘がなされている⁴⁾。上塩尻村における地域金融組織の実態については、同村に居を構えつつ蚕種取引を行っていた各家に残された古文書も用いた上で、地域における市場経済化を考察する観点からの、さらなる検討が必要とされている⁵⁾。

書院、2014年などが挙げられる。

- 3) 通常の満期解散型の金融講が、上塩尻村において18世紀半ばに組織されていた事は、例えば佐藤治郎兵衛家文書「寛延3年以降無尽掛次帳」や馬場4家文書「年々無尽掛覚帳」などからも、うかがう事ができる。上塩尻村において結成された通常の満期解散型の金融講の展開については、高橋基泰『村の相伝〔日英対比研究編〕—社会的DNAの検出—』「第九章 地域金融組織」刀水書房、2021年で検討が行われている。
- 4) 信濃国小県郡上塩尻村の農村金融講に関しては、大口勇次郎「商品生産の発展と農村構造の変質」『日本経済史体系4 近世下』東京大学出版会、1965年、291頁（同論文は、後に大口勇次郎『幕末農村構造の展開』名著刊行会、2004年に収録）において、上塩尻村佐藤家は、天保期において恒常的に10数種の頼母子講に加入していたことが指摘されている。さらに飯島千秋「幕末期における蚕種業の展開と農村金融(1)・(2)—上田藩上塩尻村の場合—」『信濃』29巻6・7号、1977年では、上塩尻村の永続講に触れつつ、幕末開港を契機として、講が蚕糸業への金融機関となっていったことを指摘している。ただし飯島論文では、論文発表当時に史料の発見が一部であった事情もあり、永続講に属する個別の講の講員の構成や、貸付先についての検討が、必ずしも十分には行われていない。永続講に属する個別の講により、蚕種取引にとどまらない資金需要に対しての貸付も行われていた可能性について、なお検討する余地がある。
- 5) 不十分ではあるが、拙稿「備荒貯蓄と地方

通常の満期解散型の金融講とは異なった、長期継続的な積立型の金融組織として、永続講に属する複数の講が、天保年間以降に組織されていた。特に安政2年12月(1856年1~2月)以後、永続講に属する講が新たに数多く結成されていた(表1)。本稿は、永続講に属する全ての講について、その特徴や運営状況を明らかにするには至らない。しかしながら本稿では、長期継続的な積立型の金融組織であった永続講に属する講のうち、安政3年12月6日(1857年1月1日)⁶⁾に新たに結成された、堅磐講の状況について考察していきたい。

なお、本稿で堅磐講を取り上げたのは、堅磐講が上塩尻村在住者のみによって結成された講

金融組織の形成」長谷部弘・高橋基泰・山内太編『飢饉・市場経済・村落社会：天保の凶作からみた上塩尻村』刀水書房、2010年、99~115頁。及び拙稿「信州上田藩上塩尻村永続講の一考察—奥印帳を手がかりとして—」『東北学院大学経済学論集』177号、2011年。及び拙稿「信州上田藩上塩尻村直毘講の一考察」『研究年報経済学』75巻3・4号、2017年では、前掲飯島論文が執筆された当時には未見であった上塩尻村山崎忠男家文書・佐藤治郎兵衛家文書・藤本蚕業歴史館文書を用いつつ、上塩尻村永続講に関する検討を試みている。なお、上塩尻村永続講に属する講の明細帳として藤本蚕業歴史館に現存している文書は、「永続堅磐講明細帳」の他には「直毘講積金明細録」「永続止信講明細帳」がある。直毘講については、拙稿「信州上田藩上塩尻村直毘講の一考察」『研究年報経済学』75巻3・4号、2017年で若干の考察を試みた。止信講は、堅磐講と同様に、安政年間に永続講に属する講の1つとして組織された講であり、別稿での検討を予定している。

- 6) 旧暦の安政3年12月6日は、新暦では1857年1月1日となる。本文・注および表では、年月日が判明する場合には、原則として野島寿三郎『日本暦西暦月日対照表』日外アソシエーツ、1987年に基づき、旧暦の元号年月日と対照をした上で、西暦年月日を示している。

表1 永続講に属する各講の開始年月日

講名	開始年月日	西暦年月日
千代迺藤葛講	天保 9年 3月	1838年 3~4月
直毘講	天保 13年 3月	1842年 4~5月
信友講	天保 13年 11月	1842年 12月
三夜講	天保 13年 11月	1842年 12月
一族講	安政 2年 12月	1856年 1~2月
実友講	安政 3年 11月 6日	1856年 12月 3日
仁友講	安政 3年 12月 3日	1856年 12月 29日
誠友講	安政 3年 12月 4日	1856年 12月 30日
常磐講	安政 3年 12月 5日	1856年 12月 31日
堅磐講	安政 3年 12月 6日	1857年 1月 1日
誠実講	安政 4年 2月 30日	1857年 3月 25日
長久講	安政 4年 3月 1日	1857年 3月 26日
豊饒講	安政 4年 3月 6日	1857年 3月 31日
永々御仕送非常御手当積立講	安政 4年 5月 2日	1857年 5月 24日
慎篤講	安政 4年 12月 2日	1858年 1月 16日
豊民講	安政 4年 12月 3日	1858年 1月 17日
信実講	安政 4年 12月 5日	1858年 1月 19日
至誠講	安政 4年 12月 6日	1858年 1月 20日
一友講	安政 4年 12月 7日	1858年 1月 21日
睦友講	安政 4年 12月 7日	1858年 1月 21日
積善講	安政 4年 12月 8日	1858年 1月 22日
止信講	安政 5年 2月 11日	1858年 3月 25日
誠意講	安政 6年 3月 17日	1859年 4月 19日
貞実講	安政 7年 3月 4日	1860年 3月 25日
善友講	安政 7年 3月 4日	1860年 3月 25日
長友講	安政 7年 3月 6日	1860年 3月 27日
徳実講	安政 7年 3月 14日	1860年 4月 4日
益友講	文久 元年 12月 1日	1861年 12月 31日
守徳講	文久 元年 12月 2日	1862年 1月 1日
千秋講	文久 元年 12月 11日	1862年 1月 10日
直友講	文久 元年 12月	1861年 12月~1862年 1月
隣徳講	文久 元年 12月 17日	1862年 1月 16日
潤基講	文久 2年 4月 16日	1862年 5月 14日
磐長講	文久 3年 12月 2日	1864年 1月 10日
信意講	文久 3年 12月 8日	1864年 1月 16日
木花講	慶応 3年 12月 15日	1868年 1月 9日

- 1) 「永続講総目録」(佐藤治郎兵衛家文書)より作成。
- 2) 西暦年月日については、野島寿三郎『日本暦西暦月日対照表』日外アソシエーツ、1987年を参照している。

であり、かつ永続講に属する講のうち、安政年間になって多数結成された講の1つであるため、堅磐講の変遷をたどることが、永続講全体

の状況を知るための手がかりを得ることにつながる点が挙げられる。加えて、堅磐講における金銭出入の状況や取引の内訳に関する記載がさ

れた「永続堅磐講明細帳」(藤本蚕業歴史館文書)が、資料として現存しているためである。なお、明治5年3月(1872年4~5月)時点の状況としては、堅磐舎(堅磐講)の積立額は643両・貸出証文高は745両と、いずれも1,000両を下回っており、永続講に属する講の中では、必ずしも大きな金額ではなかった(表2)。

本稿では、堅磐講による積立・貸付の状況について、主に「永続堅磐講明細帳」(藤本蚕業歴史館文書)および「堅磐講議定書」(佐藤治郎兵衛家文書)を用いて概観する。その際には、堅磐講が結成された安政3年12月6日(1857年1月1日)から、合併により消滅した明治7年11月(1874年11月)までの状況につき、(1)

表2 永続舎に属する各舎の積立高・貸出高調(明治5年3月(1872年4~5月))

舎名	開始年月	西暦年月	講員(人)	割取(両)	会日(年2回、旧暦月日)	積立高(両)	年賦貸出(口)	貸出証文高(両)
直毘舎	天保13年2月	1842年3月~4月	20	6	3月・11月28日	1,920	37	2,230
信友舎	天保13年11月	1842年11月	18	3	3月・11月26日	850	24	1,055
実友舎	安政3年11月	1856年12月	25	-	3月・11月1日	609	17	575
仁友舎	安政3年12月	1856年12月	20	4	3月・11月25日	1,327	42	1,945
誠友舎	安政3年12月	1856年12月	20	2	3月・11月27日	648	28	955
常磐舎	安政3年12月	1856年12月	21	4	3月・11月29日	1,382	51	1,890
堅磐舎	安政3年12月	1857年1月	20	2	3月・11月24日	643	25	745
誠実舎	安政4年2月	1857年3月	20	2	2月・10月28日	638	22	920
長久舎	安政4年3月	1857年3月	20	2	2月・10月29日	585	17	635
豊饒舎	安政4年3月	1857年3月	20	2	2月・10月27日	626	19	937
三夜舎	安政4年3月	1857年3月~4月	20	1	3月・11月23日	384	19	480
慎篤舎	安政4年12月	1858年1月	25	10	-	2,953	71	4,145
豊民舎	安政4年12月	1858年1月	20	2	2月・10月26日	556	23	700
信実舎	安政4年12月	1858年1月	20	2	2月・10月25日	553	16	680
至誠舎	安政4年12月	1858年1月	20	2	3月・11月22日	655	28	815
一友舎	安政4年12月	1858年1月	20	-	2月・10月24日	290	15	352
暁友舎	安政4年12月	1858年1月	20	-	2月・10月22日	289	19	370
積善舎	安政4年12月	1858年1月	20	2	2月・10月23日	545	23	745
止信舎	安政5年2月	1858年3月	23	10	3月・11月18日	3,593	67	4,652
誠意舎	安政6年3月	1859年4月	20	7	3月・11月17日	2,566	54	3,147
貞実舎	安政7年3月	1860年3月	22	2	3月・11月4日	578	21	667
善友舎	安政7年3月	1860年3月	22	-	3月・11月5日	601	16	292
益友舎	文久元年12月	1861年12月	25	4	3月・11月19日	1,620	39	2,085
守徳舎	文久元年12月	1862年1月	25	4	3月・11月16日	1,617	49	1,970
潤基舎	文久2年4月	1862年5月	24	10	3月・11月8日	3,150	60	5,110
磐長舎	文久3年12月	1864年1月	25	10	3月・11月14日	3,797	100	6,015
信意舎	文久3年12月	1864年1月	24	10	3月・11月9日	3,291	80	5,295
木花舎	慶応3年12月	1868年1月	25	10	3月・11月15日	3,838	49	4,213
合計						39,779		55,623

- 1) 「永続舎積金惣調記」(佐藤治郎兵衛文書)より作成。
- 2) 合計は史料に記載された数値を記載しているため、計算の合計値と数値は一致しない。
- 3) 西暦年月日については、野島寿三郎『日本暦西暦月日対照表』日外アソシエーツ、1987年を参照している。

堅磐講が結成された安政3年12月6日（1857年1月1日）から、永続講に属する講の新結成が最後になった慶応3年11月24日（1867年12月19日）⁷⁾までの第1期、(2) 明治新政府が政権を握った年に相当する、慶応4年3月24日（1868年4月16日）から、堅磐舎（堅磐講が名称を変更した）をはじめとする、永続講に

属した各講が永続舎に合舎されて消滅した明治7年11月（1874年11月）までの第2期、に便宜上の区分をした上で、各期の状況について考察を試みたい。

各期の状況について考察する前に、さしあたり堅磐講の総メ金高の推移（表3-1～表3-2）を概観することにして。堅磐講の総メ金高は、

表3-1 堅磐講総メ金高推移

元号年月日	西暦年月日	両	分	朱	貫	文
安政3年12月6日	1857年1月1日	105				
安政4年3月24日	1857年4月18日	123	2	2		
安政4年11月24日	1858年1月8日	142	3	1		345
安政5年3月24日	1858年5月7日	163	1	1	1	306
安政5年11月24日	1858年12月28日	181		3		248
安政6年3月24日	1859年4月26日	204		2		88
安政6年11月24日	1859年12月17日	225	3	2		152
安政7年3月24日	1860年4月14日	248	1	2		369
万延元年11月24日	1861年1月4日	274	1			294
文久元年3月24日	1861年5月3日	299	2	2		203
文久元年11月24日	1861年12月25日	325		2		116
文久2年3月24日	1862年4月22日	351	2	2		122
文久2年11月24日	1863年1月13日	380		3		240
文久3年3月24日	1863年5月11日	409				68
文久3年11月24日	1864年1月3日	445	1	1		810
元治元年3月24日	1864年4月29日	475	1	3		400
元治元年11月24日	1864年12月22日	519		3		110
元治2年3月24日	1865年4月19日	556				15
慶応元年11月24日	1866年1月10日	535		1		51
慶応2年3月24日	1866年5月8日	555	3			61
慶応2年11月24日	1866年12月30日	536	1			316
慶応3年3月24日	1867年4月28日	557	1			338
慶応3年11月24日	1867年12月19日	540		1		468

- 1) 「永続堅磐講明細帳」（藤本蚕業歴史館文書）および「堅磐講議定書」（佐藤治郎兵衛家文書）より作成。
- 2) 西暦年月日については、野島寿三郎『日本暦西暦月日対照表』日外アソシエーツ、1987年を参照している。

7) 永続講に属する最後の講として設立された木花講は、慶応3年12月15日に設立されている。慶応3年12月15日は、西暦では1868年1月9日であるが、旧暦では慶応3年になるので、本稿ではさしあたり旧暦（元号）に従って、堅磐講の第1期・第2期を区分している。

結成された安政3年12月6日（1857年1月1日）から、元治2年3月24日（1865年4月19日）まで増加していた。安政6年（1859年）の自由貿易開始にともない、横浜からの蚕種輸出が拡大した直前の時期に、堅磐講は結成されてい

表 3-2 堅磐講総メ金高推移

元号年月日	西暦年月日	両	分	朱	貫	文	分	厘
慶応 4 年 3 月 24 日	1868 年 4 月 16 日	562	1	1		25	1	8
明治元年 11 月 24 日	1868 年 1 月 6 日	548	3	2		253		
明治 2 年 3 月 24 日	1869 年 5 月 5 日	574	2	1		423		
明治 2 年 11 月 24 日	1869 年 12 月 26 日	564	3			41		
明治 3 年 3 月 24 日	1870 年 4 月 24 日	589	3			517		
明治 3 年 11 月 24 日	1871 年 1 月 14 日	583	3	2		253		
明治 4 年 3 月 24 日	1871 年 5 月 13 日	616	1			217		
明治 4 年 11 月 24 日	1872 年 1 月 4 日	613	2			409		
明治 5 年 3 月 24 日	1872 年 5 月 1 日	643	3	2		352		
明治 5 年 11 月 24 日	1872 年 12 月 24 日	645	3	3		448		
明治 6 年 3 月 24 日	1873 年 3 月 24 日	678		2		509		
明治 6 年 12 月 24 日	1873 年 12 月 24 日	685	18		6			
明治 7 年 3 月	1874 年 3 月	720	37	7	7			
明治 7 年 11 月	1874 年 11 月	686	2	5				

- 1) 「永続堅磐講明細帳」(藤本蚕業歴史館文書)および「堅磐講議定書」(佐藤治郎兵衛家文書)より作成。
- 2) 明治 6 年 11 月以降の単位は円・銭・厘・毛。
- 3) 西暦年月日については、野島寿三郎『日本暦西暦月日対照表』日外アソシエーツ、1987 年を参照している。

た。天保期の時点で、既に上田地域における市場活動が活発化していて、城下町に止まらず在方でも商いが展開していた状況⁸⁾は、永続講に属する講の 1 つとして、長期継続型の堅磐講が組織された事と、関連性を有していたと考えられる。慶応元年 11 月 24 日(1866 年 1 月 10 日)から、明治 7 年 11 月(1874 年 11 月)の合舎までは、堅磐講の総メ金高は増減を繰り返しつつ、安定的に推移していた。その要因としては、後述するように、講金の一部が割取という格好

で、堅磐講の講員に年に 1 回配分されていたからである。以上のように堅磐講の総メ金高が推移した背景については、各節で改めて考察していきたい。

1 堅磐講の第 1 期の状況(安政 3 年 12 月 6 日(1857 年 1 月 1 日)～慶応 3 年 11 月 24 日(1867 年 12 月 19 日))

(1) 堅磐講の運営規定

本節ではまず、堅磐講の運営方法を定めた議定について、「堅磐講積金明細帳」および「堅磐講議定書」の記載に基づいて、内容の確認をしていく。

講の講成員である講中が出金する講金取立て(積金)は、結成当初の安政 3 年 12 月 6 日(1857 年 1 月 1 日)には、1 口分として当初は 5 両ずつを講に出金し、計 100 両(5 両×20 名=100 両)を積み立てる事とされた。また 1 人前で金 1 分を、上田藩主に上納する 1 口分 5 両(1 分×20

8) 信州上田地方における在方市場については、長谷部弘「近世上田における在方市場の形成と展開」『研究年報経済学』75 巻 3・4 号、2017 年において、18 世紀以降には上田城下の町場の商人のみではなく、在方の百姓身分の商人により、綿関連製品の取引や蚕種の製造販売取引が展開していた事が指摘されている。同論文で指摘されている、在方の百姓身分の商人による商業活動が、19 世紀の天保期にも展開していた状況は、上田地域における資金需要の拡大につながっていたものと考えられる。

名=5両)のために、講に積み立てる事とされた。堅磐講の場合は、直毘講とは異なり、当初から上田藩主への上納分1口分を、講の構成員である講中から集めていたのである。

安政4年3月24日(1857年4月18日)以降の会合である講会からは、講員1名は1口分として3分ずつを講に出金し、20名分の計15両(3分×20名=15両)を、3月24日・11月24日の年2回、堅磐講に積み立てる事とされた。また、1人前で453文を堅磐講に出金して、上田藩主に上納する一口分3分(453文×20名=3分)のために、堅磐講に積み立てる事とされた。

堅磐講に積み立てられて集まった金を、利倍する。その後、元利積立の利米が、1口分に対して米5俵(=金5両)ずつの割で渡せるようになるほどに、堅磐講に積立がたまったら、積金を結んで講員による新たな積立金の出金を停止する。その翌年からは1口分に対し米5俵(=金5両)ずつ、堅磐講から講員に対して年1回配分すること、とされていた。

もし積金を始めてから、積立が終わるまでに、講の構成員の中で難渋してしまい、講への掛金を積み立てられなくなって講から除いてもらいたい旨を申し出た者がいた場合には、難渋した講員がそれまで払い込んでいた掛金を以て利倍し、年限を伸ばして掛金の不足を繕い、5俵入(=金5両の割り渡し・配分)までに相当した時点で、難渋していた講員に対して金を渡す事、とされていた。

堅磐講の議定では、飢饉などの非常時に備えた備荒貯蓄をうたっていたものの、仮に講員の生計が苦しくなって難渋した場合であっても、上記のように、講に積立を続けている途中での、講員による講からの自由な積立金の引き出しは、制限されていたのである。この点から、堅磐講が組織された際には、相互扶助的な面のみにとどまらずに、資金の積立・運用を主な目的としていたと考えられよう。

他者への講の加入権の譲渡売買は、株の売買になってしまい、永続の頼みにならないため、決して行ってはいけないとされ、禁止されていた。また、永続米5俵(金5両)を分家に配当したいという申し出があっても、決して行ってはいけないとされ、禁止されていた。堅磐講の議定では、加入した講員が属する、それぞれの家の存続が重視されていたが、この規定により、継続的な積立が行われる事となっていた。

講金の世話番については、講日に集金をした時に、講員一同で入札をした上で定めること、とされていた。また、金子利分(金利)の高下については、その時の講員全員が相談をした上で定めること、とされていた。

講金の預りについての規定も、定められていた。講金の預り主よりその時の金高に相当する引き当て(担保)を出し、さらに講の構成員である講中の中から保証人である請人を立てて証文を差し出す事、とされていた。預り主が預っていた金子を講に返済する際には、講日に元利金を添えて勘定(返済)をするように、とされていた。

このような講の預り金についての規定より、堅磐講に積立をしていた講員が、堅磐講に担保を入れて保証人を立てることにより、必要な時には堅磐講から、資金を事実上借り入れることが可能になっていたことが分かる。

講の会合は、毎年2回、3月24日と11月24日の両日に実施することとされていた。講の会席に集まった講員が食べる食事は空腹にならない程度で、決して美味などを用いず、有り合わせの野菜で済ませる事、とされていた。

講員の日々の暮らしについての心がけとして、御公儀様(江戸幕府)の諸法度と、御領主様(上田藩)の御制禁の趣は、堅く守り、百姓の本意を守り、心得違いがないように、とされていた。上田藩への御上納・諸役の儀は嚴重につとめるよう、会合の時には講員で相互に正しくして、心得違いがないようにすること、とさ

れていた。

講員が行ってはいけない、と禁止されていた規定としては、博打、不義密通、おごりがましい事や無益な金銭の使用、女郎買、妄語謀計、大酒、強訴発願、人に損をかけ全て人に害になる業、危うい商いや向こう知らずの事、があった。

ある講員が悪行を行っているのを他の講員が見聞した場合は、他の講員は悪行を行っている講員に対して諫言をすること、とされていた。それでも悪行を行っている講員の対応が改まらない場合には、その講員を講から除くこととされていた。講員を講から除いても、講に積み立てていた講金は返さないこととされていた。講から除いた講員に老父母がいた場合には、家の老父母に講金を渡すこと、とされていた。状況によっては、1季で渡すのではなく、不実がないような割合で世話をし月々に渡すように、とされていた。後年に業績の良い主人が出てきたときには、堅磐講に属する他の講員が相談をした上で、時宜を見て渡すこと、とされていた。

悪行を行った講員が業績を改めた場合には、講員として講に再び入れること、とされていた。悪行を行った講員が講に戻っていない状態であった場合には、たとえ悪行を行って除講された講員が老衰して難儀をしていたとしても、決して永続米（＝講金）を渡してはならない、とされていた。悪行を行った講員に幼少の子があった場合には、その分については他の講員が相談して養育するように計らうこと、とされていた。

講の構成員が悪行を行った場合には、講から除くことは勿論だが、その悪行を行った講員を憎むあまりに、その子孫を講から除ききりにしてはいけない、とされていた。それでは永続の頼みにならないため、とされていた。

講の構成員で潰れた者が出て、講金を直ちに取り戻したい旨を掛け合ってきたとしても、決して戻してはならない、とされていた。永続米

5俵（＝金5両）は前書に定めた通り、その家の神事・祭式・先祖霊祭・老人小児養育のために、潰れた後に渡すことができる、とされていた。

講の構成員はそれぞれ家業を大切に相勤め、質素第一にし、奢りがましいことは毛頭ないように実意を以て世話をし、家名を永続するように専一にするように、とされていた。

以上のような除講規定や講員の普段の生活に関する心構えの定めより、堅磐講は講を結成した個々の講員だけにとどまるのではない、講員の属する家の存続・継承を前提とした、長期継続的な積立組織であったことがうかがえる。講員の属する家の当主が代替わりをした際には、相続人が名前を書き、印を押すこととされていたからも、この点をうかがう事ができる。

また、講中（講の構成員）としての相続については、仮に嫡子が分家した場合には、分家した嫡子ではなく、堅磐講に加入している家を相続した庶子の者が、堅磐講の講中（講の構成員）として、代継・相続をする事とされていた。

さらに以上の議定での規定については、後年の子々孫々に至るまで、破ってはいけない、と定められていた。

講の永続を目指すために、遺言書がそれぞれの講員により、議定書に記載されていた。遺言書では、子孫が悪行を起こした場合には講から除いても良い旨と、講金が永続するように頼む旨が記載されていた。

結成された直後の、安政4年3月24日（1857年4月18日）の講会には、堅磐講から上田藩に対して、以下の申し出をしていた。積立を利倍して、1口の利分が米5俵（＝金5両）分相当になったら、その翌年からは毎年1回、1口分に相当する米5俵（＝金5両）を、永久に堅磐講から上田藩に対して上納し続ける。仮に講の議定に背いた講員がいたならば、堅磐講の議定に従うように、お申し付けいただければありがたい、という内容であった。そして上田藩

は、堅磐講からの申し出を認めていた。堅磐講は、上田藩に将来上納金を納める代わりに、その継続を許されていたのである。

以上見てきたように、堅磐講が結成された際の議定は、永続講に属する他の講⁹⁾と共通する面が多かった。たてまえとして家の永続をうたっているのは、家の存続を妨げる恐れがあった、天保の飢饉を経験していた事を反映していたと考えられる。

また、堅磐講は、幕末期の安政年間になってから新たに結成されたという事もあり、結成された当初から、上田藩からの許可を念頭に置いて組織されていた事が注目される。この点は、天保年間に結成され、当初は上田藩から講の存在が公認されていなかった、永続講に属する初期の講であった直毘講とは、異なっていた。堅磐講は、安政年間になってから新たに結成されていた事もあり、永続講に属する初期の講として、天保年間に結成された直毘講よりも、長期継続的な積立組織として、より洗練された形態になっていた印象を受けるのである。

(2) 堅磐講の講員

それでは次に、堅磐講の講員について見てみることにしよう(表4-1~3)。直毘講の場合は、上塩尻村外に在住していた者も、講員になっていた事例が見られたが、本稿で検討している堅磐講の場合は、講員は上塩尻村に在住していた者のみであった。永続講に属する講としては、そもそもは佐藤家の者だけで結成された、永続七つ講改め千代廼藤葛講が天保9年3月(1838

9) 永続講に属する他の講の議定内容については、前掲拙稿「備荒貯蓄と地方金融組織の形成」および前掲拙稿「信州上田藩上塩尻村直毘講の一考察」で一部検討を試みている。本稿で検討している堅磐講の議定については、直毘講などの永続講に属する他の講の議定と共通した内容が、多く見られる。本稿では、永続講に属する他の講の議定との共通点に注目しつつ、議定の内容について検討をしている。

表4-1 堅磐講の講員(安政3年12月6日(1857年1月1日)結成時)

名前	村名
佐藤八郎右衛門	上塩尻村
佐藤治郎八	上塩尻村
佐藤平作	上塩尻村
佐藤清左衛門	上塩尻村
佐藤善左衛門	上塩尻村
清水助弥	上塩尻村
清水銀右衛門	上塩尻村
清水新左衛門	上塩尻村
清水素平	上塩尻村
春原覚之助	上塩尻村
春原孫兵衛	上塩尻村
春原小太郎	上塩尻村
馬場徳之丞	上塩尻村
馬場藤右衛門	上塩尻村
山崎忠之丞	上塩尻村
原泰助	上塩尻村
古岩井茂三郎	上塩尻村
滝澤治右衛門	上塩尻村
塚田茂平治	上塩尻村
北澤孫左衛門	上塩尻村

1) 「永続堅磐講明細帳」(藤本蚕業歴史館文書)および「堅磐講議定書」(佐藤治郎兵衛家文書)より作成。

年3~4月)に、最初に組織されていた。天保13年3月(1842年4~5月)・天保13年11月(1842年12月)に永続講に属する講として、直毘講・信友講・三夜講が組織された後には、佐藤家以外の上塩尻村在住者、および上塩尻村以外の上田町や他村在住者も、講員となっていた場合が見られた¹⁰⁾。これに対して、本稿で検討している堅磐講の場合は、上塩尻村内に在住していた者だけで結成されていたのである。堅磐講の講

10) 永続講に属する堅磐講以外の他の講の状況については、別稿での検討を予定している。なお永続講に属する講の中で、一族講は佐藤家同族の者のみで結成されていたが、これは佐藤家同族の者のみで結成されていた千代廼藤葛講と並んで、例外的な講員の構成であった。

表 4-2 堅磐講の講員（慶応元年 11 月 24 日
（1866 年 1 月 10 日）割取開始時）

名前	村名
佐藤八郎右衛門	上塩尻村
佐藤治郎八	上塩尻村
佐藤善右衛門	上塩尻村
佐藤徳太夫	上塩尻村
佐藤善左衛門	上塩尻村
清水信右衛門	上塩尻村
清水銀右衛門	上塩尻村
清水新左衛門	上塩尻村
清水素平	上塩尻村
春原覚之助	上塩尻村
春原五左衛門	上塩尻村
春原武左衛門	上塩尻村
馬場徳之丞	上塩尻村
馬場藤右衛門	上塩尻村
山崎忠之丞	上塩尻村
原泰助分引受 原要右衛門	上塩尻村
古岩井茂三郎	上塩尻村
滝澤治右衛門	上塩尻村
塚田茂平治	上塩尻村
北澤道太郎	上塩尻村

- 1) 「永続堅磐講明細帳」（藤本蚕業歴史館文書）
および「堅磐講議定書」（佐藤治郎兵衛家文書）
より作成。

員としては、佐藤家の者が最多の 5 名で、清水家の者が 4 名、春原家の者が 3 名、馬場家の者が 2 名、山崎家・原家・古岩井家・滝澤家・塚田家・北澤家の者が各 1 名となっていた。堅磐講の場合には、上塩尻村の中で最有力であった佐藤家の者のみではなく、蚕種取引にも関わっていた、上塩尻村内の複数の家の者が含まれていたのである。

上塩尻村に居住して蚕種取引に関わっていた人々は、期限が来たら満期解散となる通常型の講よりも、資金積立・運用において利便性のある、永続講に属する長期継続的な個別の講を、天保年間以降に相次いで結成していた。永続講に属する個別の講は、継続をして積金を増やしている場合が多かった。そして、幕末に自由貿

表 4-3 堅磐講の講員（明治 6 年 12 月 24 日
（1873 年 12 月 24 日）合舎前年時）

名前	村名
佐藤八郎右衛門	上塩尻村
佐藤治郎兵衛	上塩尻村
藤本善右衛門	上塩尻村
佐藤清左衛門	上塩尻村
佐藤元兵衛	上塩尻村
清水信右衛門	上塩尻村
清水銀右衛門	上塩尻村
清水新左衛門	上塩尻村
清水素平	上塩尻村
春原佐次右衛門	上塩尻村
春原五左衛門	上塩尻村
春原武左衛門	上塩尻村
馬場熊太	上塩尻村
馬場藤右衛門	上塩尻村
山崎佐源太	上塩尻村
原泰助	上塩尻村
古岩井茂三郎	上塩尻村
滝澤治右衛門	上塩尻村
塚田茂平次	上塩尻村
北澤寅三郎	上塩尻村

- 1) 「永続堅磐講明細帳」（藤本蚕業歴史館文書）
および「堅磐講議定書」（佐藤治郎兵衛家
文書）より作成。
2) 1866（慶応 2）年以降は、原泰助が講員。
3) 1874（明治 6 年）は、12 月 24 日が講の会
合日となっている。
明治 5 年 12 月 3 日が、新暦の明治 6 年 1
月 1 日（1873 年 1 月 1 日）に切り替えら
れた事に対応して、講の会合日を 11 月 24
日から 12 月 24 日に変更したものと考えら
れる。

易が開始する直前からの、上田地域における資金需要の拡大を背景にして、安政 2 年 12 月（1856 年 1～2 月）から慶応 3 年 12 月 15 日（1868 年 1 月 9 日）にかけて、永続講に属する講が新たに結成され、その中の 1 つとして堅磐講が組織されていたものと考えられる。天保飢饉時における「家の永続」のためには継続的な積立が必要である、という論理が、堅磐講が結成された際にも、引き続き建前として用いられていたと考えられる。そして建前として議定書にも掲

げられていたこの論理は、家との関わりが人生に影響していた上塩尻村の人々にとって、家産の維持につながる点からも、受け入れる事ができる内容であったと思われる。

講員は、相続・改名の際には堅磐講に対して、届をすることになっていた(表5)。個々の講員が加入している格好であったが、家を相続した者による堅磐講への継続加入を保持し、堅磐講を維持・継続するためであった。堅磐講の議定の内容について先に確認をした通り、講員は個人として自由に加入しているのではなく、それぞれの家の当主として堅磐講に加入し、講員となっていたのである。

ただし、相続・改名の際に届はしていたと推測されるものの、「永続堅磐講明細帳」「堅磐講議定書」に相続・改名の届の記載はされておら

ず、表5に掲載されていない事例が、一部見られる。相続ないし改名にともなう講員の名前の変更として、佐藤徳太夫の名前は、慶応3年11月24日(1867年12月19日)から佐藤清左衛門になっている。佐藤善左衛門の名前は、慶応3年11月24日(1867年12月19日)から佐藤丑治郎になり、明治3年3月24日(1870年4月24日)には、持ち回りの講の会合が行われる際の会主である佐藤元兵衛として登場している。佐藤元兵衛は、佐藤善左衛門の息子であり、他の事例と同様に、親から子への相続・代継がなされていたものと考えられる。馬場亀三郎の名前は、明治4年11月24日(1872年1月4日)から馬場熊太になっている。北澤道太郎の名前は、明治3年11月24日(1871年1月14日)には北澤孫左衛門になり、明治4

表5 堅磐講の相続・改名・加入・除講

元号年月日	西暦年月日	摘要	名前	備考
安政3年12月6日	1857年1月1日	改名	佐藤平作→善右衛門	
安政5年3月24日	1858年5月7日	相続	佐藤少兵衛→八郎右衛門	親八郎右衛門死失に付き相続
安政5年11月24日	1858年12月28日	掛金停止	原泰助	難渋
安政5年11月24日	1858年12月28日	掛金引受	原要右衛門	原泰助の分を引受けて、割取まで積立
安政6年3月24日	1859年4月26日	相続	佐藤勝蔵	八郎右衛門死失に付き代次
万延元年11月24日	1861年1月4日	改名	佐藤勝蔵→八郎右衛門	
万延元年11月24日	1861年1月4日	相続	春原五左衛門	親孫兵衛死失に付き代継
文久元年11月24日	1861年12月25日	改名	清水助弥→信右衛門	
元治元年3月24日	1864年4月29日	改名	佐藤清左衛門→徳太夫	
元治元年3月24日	1864年4月29日	改名	春原小太郎→武左衛門	
慶応元年11月24日	1866年1月10日	相続	清水銀右衛門	親銀右衛門死失に付き代継
慶応元年11月24日	1866年1月10日	相続	北澤道太郎	孫左衛門死失に付き代継
慶応2年3月24日	1866年5月8日	相続	馬場亀三郎	親徳之丞死失に付き代継
明治3年11月24日	1871年1月14日	改名	春原覚之助→佐次右衛門	
明治3年11月24日	1871年1月14日	改名	山崎忠之丞→佐源太	
明治3年11月24日	1871年1月14日	相続	佐藤治郎兵衛	親治郎八死失に付き代継

- 1) 「永続堅磐講明細帳」(藤本蚕業歴史館文書)および「堅磐講議定書」(佐藤治郎兵衛家文書)より作成。
- 2) 「永続堅磐講明細帳」および「堅磐講議定書」に、名前が変わった理由が具体的に記載されている分のみ。
- 3) 春原覚之助の佐次右衛門への改名と、山崎忠之丞の佐源太への改名は、明治4年11月24日(1872年1月4日)にも記載されているが、本表では「永続堅磐講明細帳」に最初に記載されている、明治3年11月24日(1871年1月14日)分のみの情報を掲載した。
- 4) 西暦年月日については、野島寿三郎『日本西暦月日対照表』日外アソシエーツ、1987年を参照している。

年11月24日(1872年1月4日)には北澤寅三郎になっている。堅磐講の講員は全て上塩尻村の在住者であり、当主の代替わりや改名を講員が相互に了解していた事から、一部については「永統堅磐講明細帳」「堅磐講議定書」への記載が省略される場合もあったものと考えられる。

また、安政5年3月24日(1858年5月7日)には、講員の1人であった原泰助が難渋したため、堅磐講への掛金を年2回の講会の際に、積み立てる事ができなくなった。そのため、原家の同族である原要右衛門が引受人となり、原泰助に代わって毎回の講会の際に出金・積立をして、堅磐講に参加する事となった。堅磐講に積金が貯まって積立を終了し、配当金に相当する割取金をそれぞれの講員に分配するようになった際には、堅磐講からの割取金(利金)を原泰助に渡す事を約束していた。原泰助家が堅磐講の講員として、難渋した後も継続して講に参加する事を可能にし、かつ原泰助家を存続させるために、原要右衛門が原泰助の代理となって堅磐講への積立を行う、という対応が取られていた。また、堅磐講では3月24日と11月24日の年に2回開かれる講の会合の際には、それぞれの回で1名の会主を立てていた。原要右衛門は、文久元年3月24日(1861年5月3日)と明治4年3月24日(1871年5月13日)の2回にわたって、原泰助の代理として、堅磐講の会主を引き受けていたのである。以上のような一連の対応から、上塩尻村における有力な同族の1つであった原家において、原泰助家と原要右衛門家との間で結びつきがあった事がうかがえるのである。

(3) 第1期(安政3年12月6日(1857年1月1日)～慶応3年11月24日(1867年12月19日))における積立・貸付の状況

それでは次に、第1期における積立・貸付の状況について、概観してみることにしよう(表

表6-1 堅磐講の第1期(安政3年12月6日～慶応3年11月24日(1857年1月1日～1867年12月19日))における積立・貸付の状況(安政3年12月6日(1857年1月1日)現在の内訳、メ高は安政4年3月24日(1857年4月18日)現在)

金額				項目
両	分	朱	文	
100				式拾人寄金一人前五両ツツ 御上納分一人前出金
5				
(貸付・預り等の内訳)				
20				要右衛門 要右衛門利受取
	3		329	
12				源右衛門年賦分 源右衛門受取
	3	2	164	
25				甚八年賦分 甚八受取
1	3	2		
10				利兵衛年賦分 利兵衛受取
			3	
8				治助年賦分 治助受取
	2	2		
20				佐藤治郎八 預り 元利受取
	1	3	189	
10				清水銀右衛門 預り 元利受取
			303	
123	2	2		安政四年三月メ高

1) 「永統堅磐講明細帳」(藤本蚕業歴史館文書)より作成。

6-1)。

堅磐講は、幕末に自由貿易が開始する直前の、安政3年12月6日(1857年1月1日)に、上塩尻村に居住する20人の講員より、1人当たり5両を集金し(5両×20人=100両)、かつ上田藩への上納金として1人当たり1分を集金して(1分×20人=5両)、合計した105両で開始された。先述したように安政年間には、永統講に属する講が新たに多数設立され、永統講全体として見たときに、変化が生じた時期であった。堅磐講も、安政年間になって永統講に属する講が設立されたうちの、1つの講であった。堅磐講は、105両で開始された事からうかがえ

るように、安政3年11月28日（1856年12月25日）時点で、既に金高が1,039両に達していた直毘講に比べると、小規模であった。

結成された直後の堅磐講の状況としては、直毘講が結成された当初の状況とは異なり、講員への事実上の貸付である預りよりも、講員以外の者への貸付が中心であった。

講員以外の者への貸付としては、上塩尻村の原要右衛門20両・此の利受け取り3分329文、源右衛門12両・内受け取り3分2朱164文、甚八25両・内受け取り1両3分2朱、利兵衛10両・内受け取り3歩、治助8両・内受け取り2分2朱、となっていた。先述のように、堅磐講の講員である原泰助が、安政5年3月24日（1858年5月7日）に難渋したときに、原要右衛門は引受人となっていた。ただし堅磐講が結成された当初においては、原要右衛門は、まだ堅磐講の講員としては扱われていなかった。しかしながら、堅磐講が結成された直後に、原要右衛門は堅磐講から貸付を受けており、堅磐講との貸借関係があった。堅磐講が貸付をした者が居住していた町村名については、結成当初の安政3年12月6日（1857年1月1日）時点では記載されておらず、確認は困難である。しかしながら、原要右衛門の事例も含めて、いずれも堅磐講の講員ではなかった。

また、講員への「預り金」という格好を取った事実上の貸付が、堅磐講が結成された直後から見られた。講員への事実上の貸付である預りとしては、上塩尻村の佐藤治郎八20両・此の利1分3朱189文元利受け取り、上塩尻村の清水銀右衛門10両・此の利3朱303文元利受け取り、となっていた。

佐藤治郎八の預り20両に対する利は、1分3朱189文であり、先に述べた原要右衛門の年賦貸付20両に対する受け取り利であった3分329文よりも、利の金額が小さくなっていた。堅磐講による、貸付および預りの時の、利子率の計算方法については、「永続堅磐講明細帳」

および「堅磐講議定書」には記載されていない。しかしながら、利子の金額からは、講員に対する事実上の貸付であった預りの利率の方が、講員以外の者への貸付をしていた際の利率よりも、低利であった可能性が考えられる。

堅磐講は、結成当初から上田藩への上納金を意識して、講員から資金を集めて積立を行っていた。先述したように、安政3年12月6日（1857年1月1日）の結成時点には、上田藩への御上納分1人前（1口分）5両について、講員20人で均等に分担して負担をした上で、堅磐講に積み立てている。

藩としての財政が苦しく、収入増加の策を検討していた上田藩にとって、永続講に属する新たな講として結成された、堅磐講からの上納金を将来得られることが確約されるのは、藩としての収入増につながるメリットがあった。上田藩は、堅磐講が結成された直後に当たる安政4年（1857年）には専売制を強化して、産物会所を設置し、免許料収入の増加を目指していた。上田藩による、商取引活動を積極的に支援した上での藩の収入増加策と、上田藩による、藩への上納金を将来納める事を約束した堅磐講の公認とは、関連していた可能性がある。堅磐講にとっても、上田藩から公認を受ける事は、金融組織としての継続が、より確実にした事を意味していた。

元治元年11月24日（1864年12月22日）の講会の際には、元治元年の春に永続講が大久保村の治介・与助に年賦貸をした分の、講への返済が滞っていた事が問題とされていた。そのため、講から願い立てをして、9月中に残らず皆済、という事になった。この際の願い立てにかかった入用（費用）は、永続講での一統（永続講に属するすべての講の講員全員）が、積金をしている金高の割で差し出した。今回の一件以後は、永続講に属するいずれの講でこのような事があっても、総講中（永続講に属する講員全員）で、必要経費に相当する金子を差し出す

ように、議定が定められた。今回の願い立てに関わる負担の割合としては、講から金1両の割取を受け取っているのに対して、150文ずつ取り集める、と定められた。永続講に属する講で発生した、不良債権の回収に対応する際には、永続講に属する講員全員が必要な経費を出し、講組織としての維持・継続を目指していく対応が取られていた事がうかがえる。このような永続講に属する講としての、不良債権の回収に関

連する共同での対応・資金取り集めは、後の明治7年11月(1874年11月)に、永続講に属する各講が合舎(合併)する動きにつながっていた可能性がある。

次に、堅磐講の資金積立額が増加して、堅磐講により、上田藩への上納金の納入が実際に行われるようになった、慶応元年11月24日(1866年1月10日)における積立・貸付の状況を見てみる事にしよう(表6-2)。慶応元年11月24

表6-2 堅磐講の第1期(安政3年12月6日～慶応3年11月24日(1857年1月1日～1867年12月19日))
における積立・貸付の状況(慶応元年11月24日(1866年1月10日)現在の内訳)

金額				項目	金額				項目
両	分	朱	文		両	分	朱	文	
(貸付・預り等の内訳)					(貸付・預り等の内訳)				
	3	2	162	源右衛門	7	2		50 踏入 平太	
	3			清助	15			50 原要右衛門	
1	3	2		甚八	7			20 小牧 多喜次	
	3			利兵衛	3	2		10 御所村 政之右衛門	
3	3			平太	14			35 下之条 源左衛門	
3	3			要右衛門	15			30 生塚 半之丞	
1	2			多喜次	25			50 越戸 井沢六郎右衛門	
	3			政之右衛門	5	2		10 治助	
2	2	2		源左衛門	11			20 新町 源七	
2	1			半之丞	5	2		10 諏訪部 長十	
3	3			六郎兵衛	12			20 上田原 忠次	
1	2			源七	12			20 築地 万作	
	3			長十	6	2		10 下之条 忠右衛門	
1	2			忠次	37	2		50 上原 市左衛門	
1	2			万作	52			高65 新町 宮川金兵衛	
	3			忠右衛門	25	2		30 石神 七左衛門	
3	3			市左衛門	12	3		15 石神 忠藏	
3	3			金兵衛	8	2		15 石神 佐右衛門	
2	1			七左衛門	21	1		25 曲尾 忠左衛門	
1		2		忠藏	54			60 紺屋町 徳之丞	
	3			佐右衛門	9			10 横尾 茂作	
1	3	2		忠左衛門	18			20 横尾 直之助	
4	2			徳之丞	18			20 横尾 甚三郎	
	3			茂作	57			60 下之丞 弥作	
1	2			直之助	9	2		10 山田 長吉	
1	2			甚三郎	19			20 吉田 捨十	
2	2			弥作	30			清水喜惣次	
	3			長吉	516		3	79 〃	
1	2			捨十	577		1	51 合	
1	2	1		喜惣次利足	-2			内金 御上納分	
	3	3	380	治郎八 預り元利取	-40			連中廿人 割取	
60	3	1	380	〃	535		1	51 引継	
1	3		79	高12 源右衛門	15			横尾 栄右衛門	
2	2			10 甚八	3	3	1	380 佐藤治郎八預ケ	
1				25 利兵衛			1	172 此利	

1) 「永続堅磐講明細帳」(藤本蚕業歴史館文書)より作成。

日に、堅磐講では積立を結んだ。これ以後の堅磐講での年2回の会合の際には、講員からの堅磐講への積立・出金は行わない事となった。

堅磐講の講員20人が、講の結成から積立が打ち切られるまでの間に、堅磐講に対して出金していた積金の額については、以下の通りであった。堅磐講が結成された当初の安政3年12月6日(1857年1月1日)には、先述したように当初の寄金100両および上田藩への上納分5両とで、合計105両となっていた。2回目の講会が開催された安政4年3月24日(1857年4月18日)以後、文久2年11月24日(1863年1月3日)までで、講会は12回開催された。この期間の各会合では、講員分の15両、および上田藩への上納分3分が、積み立てられていた。すなわち、(15両+3分)×12回=189両が、安政4年3月24日から文久2年11月24日の期間において、講員20人から集金された積金の総額となっていた。そして、文久3年3月24日(1863年5月11日)から元治2年3月24日(1865年4月19日)までで、講会は4回開催された。この期間の各会合では、1回の講会で積み立てられる額は、講員分と上田藩への上納分を合わせて、16両1分となっていた。すなわち、16両1分×4回=65両が、文久3年3月24日から元治2年3月24日の期間において、講員20人から集金された積金の総額となっていた。この期間は、講員からの講金の積立を終了する直前の期間に相当しており、1回当たりの積金の額を、増額したものと考えられる。

堅磐講が結成された当初から、元治2年3月24日(1865年4月19日)に講員による最後の積立が行われるまでの期間に、講員20名から堅磐講に集金された額の合計は、105両+189両+65両=359両となっていた。

積立が打ち切られた後には、これまで積み立ててきた資金を、堅磐講が他者に貸し付ける事によって運用をして、堅磐講の資金を増やして

いく事が目指されていた。講員20人で、総額40両を割取として、講員は年に1回受け取り(それぞれの講員にとっては、一種の配当金に相当し、講員1人への1口分の配分は40両÷20人=2両となる)、上田藩に対しても、1口分に相当する2両を、年に1回上納した。講員は、議定で当初予定されていた1人1口当たり年5両よりは小さな額となっていたものの、一種の配当金に相当する年2両の割取を、年に1回継続的に受け取るようになったのである。割取2両を年に1回受け取れる事は、堅磐講に積立をしていた講員にとっては、家産の維持につながるメリットであった。ただし、講員に対する一種の分配金として、講から年1回40両を出金する事となったので、堅磐講としての積金の総額は、これ以後は伸び悩む事となった。

数値が一部合わないところもあり、判然としない点もあるが、「永続堅磐講明細帳」の記載より、以下のように引継高が計算されていたものと推測される。慶応元年11月24日(1866年1月10日)時点での、堅磐講の引継高は、535両1朱51文となっていた。前回の講の会合である元治2年3月24日(1865年4月19日)の後に、今回の講の会合である慶応元年11月24日までに、貸付金のうち堅磐講に返済された分の金額を、60両3分1朱380文で締めていた。そして、貸付金のうち堅磐講の債権に相当し、これから堅磐講に貸付先から返済される予定となっている分の金額を、516両3朱79文で締めていた。この2つの金額を合算した577両1分51文から、上田藩に上納する2両と、講員20名が割取として受け取った40両を差し引いた、残額の535両1分51文が、堅磐講の次回講会への引継高となっていた。

堅磐講による貸付先については、「永続堅磐講明細帳」に村名が記載されておらず、居住地が不明な者も一部含まれるが、上塩尻村の周辺に位置する、上田藩領の村(踏入村・小牧村・御所村・下之条村・生塚村・越戸村・新町村・

諏訪部村・上田原村・築地村・上原村・石神村・曲尾村・横尾村・山田村・吉田村)に居住する者への貸付が、中心となっていた。上田城下(上田紺屋町)に居住する、徳之丞への貸付も見られた。その一方、講員への事実上の貸付に相当する預りは、ごく一部にとどまっておリ、上塩尻村の佐藤治郎八預け、3両3分1朱380文となっていた。堅磐講に講員として属さない、上塩尻村の周辺村に居住していた者への貸付が、堅磐講による貸付の中心となっていたのである。上塩尻村のみにとどまらず、主に上塩尻村の周辺村に在住していた者からの資金需要に対応して、堅磐講は貸付を行い、資金を運用して積金を増加させていた。

2 堅磐講の第2期(慶応4年3月24日(1868年4月16日)～明治7年11月(1874年11月))の状況

(1) 第2期における積立・貸付の状況

本節では前節に引き続き、主に明治前期における堅磐講の積立・貸付の状況について、検討を進めていく。

明治元年11月24日(1868年1月6日)には、堅磐講より慎篤講(上塩尻村永続講に属する講の1つで、安政4年12月2日(1858年1月16日)に結成された(表1))に対して貸し付けていた資金のうち、13両・利金1分3朱558文が返金されていた。永続講に属する講同士での、相互の金銭貸借も見られるようになっていたのである。このような資金の流れは、後の明治7年11月(1874年11月)に、永続講に属する各講が合舎(合併)する動きにつながっていた可能性がある。

それではここで、第2期のうちで前期に当たる、明治2年11月24日(1869年12月26日)の状況を見てみる事にしよう(表6-3)。

「永続堅磐講明細帳」では、個別の項目としてその内容が判然としない点もあるのだが、貸

付先が判明する場合には、上塩尻村の周辺に位置する、上田藩領の村(越戸村、新町村、諏訪部村、上田原村、下之条村、上原村、新町村、石神村、曲尾村、横尾村、山田村、仁古田村、築地村、生塚村、上本入村、吉田村)に居住する者が多かった。上田町(上田下紺屋町、上田紺屋町)に在住する者も、一部ではあるが見られた。

「永続堅磐講明細帳」の記載からは判然とせず、計算の数値が一致しない点もあるものの、会日である明治2年11月24日(1869年12月26日)時点で金高を締めた際には、以下のような計算をしていたと考えられる。明治2年3月24日(1869年5月5日)以後、明治2年11月24日(1869年12月26日)までに返済された額を、治助から万作(築地村)まで記載し、その額を合計して67両2朱としていた。それとは別に、徳兵衛(上田紺屋町)元利・文次郎(上塩尻村の古岩井文次郎)元利・藤本(上塩尻村の佐藤善右衛門)元利・生塚村の北村半兵衛10両4文皆済を合算し、そこから会料2分・廻金入用2両を差し引いた金額を、引メという事で、112両3分41文としていた。また別に、堅磐講による治助から吉田村の友右衛門までの貸付金総高810両のうち、これから堅磐講に返済される予定の金額を合算して、426両3分2朱としていた。

そして、このたび堅磐講に返済された金額67両2分、引メの金額112両3分41文、これから堅磐講に返済される予定の金額426両3分2朱を合計して、合金606両3分41文としていた。

合金606両3分41文から、上田藩への上納分2両が引かれていた。また、堅磐講の講員に対する割取(配当)として、1人当たり2両が、1年に1度、引き続き配分されていた。この講中割取額40両(2両×20人=40両)も、合金606両3分41文から引かれていた。そして、合金606両3分41文から、上納分2両と割取

表 6-3 堅磐講の第 2 期（慶応 4 年 3 月 24 日～明治 7 年 11 月（1868 年 4 月 16 日～1874 年 11 月））
における積立・貸付の状況（明治 2 年 11 月 24 日（1869 年 12 月 26 日）現在の内訳）

金額				項目	金額				項目
両	分	朱	文		両	分	朱	文	
(貸付・預り等の内訳)					(貸付・預り等の内訳)				
	3			治助	6	3			15 石神 忠蔵
3	3			六郎右衛門	4	2			10 石神 佐右衛門
1	2			源七	11	1			25 曲尾 忠左衛門
	3			長十	30				60 下紺屋町 徳兵衛
1	2			忠治	5				10 横尾 茂作
	3			忠右衛門	10				20 横尾 直之助
3	3			市左衛門	10				20 横尾 甚三郎
4	3	2		金兵衛	33				60 下之条 弥作
2	1			七左衛門	5	2			10 山田 長吉
1		2		忠蔵	9				15 横尾 兼右衛門
	3			佐右衛門	32	2			50 横尾 波之助
1	3	2		忠左衛門	8		2		12 両 2 分 横尾 次十
4	2			徳兵衛	28				40 仁古田 宇多治
	3			茂作	35				50 仁古田 為治
1	2			空之助	11	1			15 紺屋町 政右衛門娘 かつ
1	2			甚三郎	16	3	2		22 両 2 分 築地 万作
4	2			弥作	24	2			37 年賦 生塚 北村半兵衛
	3			長吉	12	1	2		15 上本入 吉左衛門
1		2		兼右衛門	40	2			45 吉田 惣助
3	3			波之助	18				20 吉田 友右衛門
	3	3		次十	426	3	2		高 810 両 〆
3				宇多治	606	3		41	合金
3	3			為治	-2				内式両 御上納
1		2		政右衛門娘	-40				講中割取
4				半兵衛	564	3		41	引〆
1	2			吉左衛門					
4	2			惣助	32	2	2	153	紺屋町 徳兵衛
2				友右衛門	1			550	此利
2	2	2		源左衛門	3	3			上原 市左衛門
1	2	3		万作			2	450	此利
67		2		〆	1		2	450	此利
									石神 忠蔵
33		2	193	徳兵衛元利	1		2		横尾 甚三郎
64	3		500	文次郎元利				510	此利
8	1	2	384	藤本元利	3	3			横尾 波之助
8	3	2	208	生塚 北村半兵衛 拾両四文 皆済			2	250	此利
	-2			内 会料			3	3	横尾 次十
-2				廻金入用				372	此利
112	3		41	引〆	2	1			仁古田 為治
							1	272	此利
1	2			10 治助			3		上本入 吉左衛門
5				50 越戸 井澤六郎右衛門				300	此利
3				20 新町 源七					〆
1	2			10 諏訪部 長十	45		1		
4				20 上田原 忠治	1	3	1	100	此利
2	2			10 下之条 忠右衛門	60				古岩井文次郎 かし
17	2			50 上原 市左衛門	2	1	2	250	此利
26				65 新町 宮川金兵衛	32	1		448	佐藤治郎兵衛預ヶ
13	2			30 石神 七左衛門	1	1		124	此利

1) 「永続堅磐講明細帳」（藤本蚕業歴史館文書）より作成。

40両を引いた残額に相当する564両3分41文が、引メ高となっていた。

表6-3では、引メ高564両3分41文の記載の下に、上田紺屋町の徳兵衛から上本入村の吉左衛門までの、貸付額および利金額が記載されている。また、上塩尻村の古岩井文次郎への貸付額および利金額と、上塩尻村の佐藤治郎兵衛への預け額および利金額が記載されている。これらの貸付額および利金額の記載については、引メ高を計算した後に、追加的に記載していたものと思われる。

明治4年(1871年)には新貨条例が公布され、通貨単位としては金貨の両・分・朱が廃され、円・銭・厘の10進法が新たに採用される事になった。しかしながら、堅磐講の金銭出入に関する記載では、明治6年3月24日(1873年3月24日)の会合である講会まで、両が単位として用いられていた。堅磐講の場合、「堅磐講積金明細帳」において「円」の呼称が登場するのは、明治6年12月24日(1873年12月24日)になってからであった。地方における帳面上での金額記載の切り替えは、新貨条例の公布によってただちに実現したのではなく、しばらく時間がかかっていたのである。

また明治5年(1872年)に田畑永代売買が解禁され、翌明治6年(1873年)には地租改正条例が公布された事により、江戸時代とは異なる格好で、個人による不動産売買の自由化が進められた。この事は、不動産を引当(抵当)として貸付を行っていた堅磐講にとって、不動産担保での貸付を法的に公認され、長期継続的な金融組織として取引をやりやすくなった可能性が考えられる¹¹⁾。

11) 永続講に属する各講が、不動産を引当(抵当)として貸付を行っていた状況については、前掲拙稿「信州上田藩上塩尻村永続講の一考察—奥印帳を手がかりとして—」で、主に安政年間の状況について、一部検討をしている。地租改正が堅磐講による資金貸付に対してどのような

次に、堅磐講が合舎(合併)する事となり、堅磐講としては単独で最後の講会を開いた、明治7年11月(1874年11月)の状況について見てみよう(表6-4)。「永続堅磐講明細帳」の記載には、一部判然としない内容もあるが、貸付先が判明する事例の居住地としては、依然として上塩尻村の周辺に位置する村(山田村、横尾村、仁古田村、生塚村、上本入村、吉田村、曲尾村、西根村、築地村、下之条村、上原村)に在住していた者が多かった。上田町に在住していた者への貸付も見られた(上田紺屋町)が、一部に止まっていた。他方、滞貸169円57銭9厘9毛、滞貸の利息13円56銭3厘4毛が計上されており、堅磐講としては、貸付金の一部は順調に回収できていない事例も見られた。滞貸が計上されていた点は、同年における直毘講の状況と、共通していた。

明治7年11月には、永続講に属する堅磐講(堅磐舎)は、永続講に属する他の講と同様に、永続舎に合舎(合併)する事になった。永続舎に合舎する事によって、各講で個別に運営していた際よりも、より統一的に資金の管理や貸付がなされるようになった可能性がある。

合併時の処理については、計算をした数値が一部合わず、判然としない内容もあるが、「永続堅磐講明細帳」の記載から、以下の通りであったと推測される。貸付金のうち、明治7年3月以後、11月までに返済された額の合計が、71円31銭2厘5毛であった。一方、滞メ金、滞メ利子、および一部の貸付分、舎長預け元利、を合計した額が、333円77銭5厘となっていた。さらに、これから返済される予定の、堅磐講にとっての債権に相当する貸付金額が、366円となっていた。

影響を及ぼしたかについては、「堅磐講積金明細帳」から直接確認をすることはできないが、金融組織としての運営をやりやすくなった可能性がある。この点についての検討は、今後の課題として残されている。

この3種類の金額を合計（71円31銭2厘5毛+333円77銭5厘+366円）した773円93銭7厘5毛（合計した数値が一部合わないが、ここでは「永続堅磐講明細帳」に記載された金額をそのまま掲載している）を、総メ金としていた。そして、総メ金773円93銭7厘5毛から、

経費である入費9円80銭6厘、長野県への上納金である2円、講の構成員である舎中20名への割取40円（1人当たり2円ずつの配分金）を引いた残額を、引メ高の722円13銭1厘5毛としていた。

引メ高である722円13銭1厘5毛より、備

表6-4 堅磐講の第2期（慶応4年3月24日～明治7年11月（1868年4月16日～1874年11月））における積立・貸付の状況（明治7年11月（1874年11月）現在の内訳）

金額				項目	金額				項目
円	銭	厘	毛		円	銭	厘	毛	
(貸付・預り等の内訳)					(貸付・預り等の内訳)				
4	50			徳兵衛		50			10 山田 長吉
1	50			甚三郎	1	50			15 横尾 兼右衛門
	75			長吉	7	50			50 横尾 波之助
1	12	5		兼右衛門	1	87	5		11 円半 横尾 次重
3	75			波之助	8				40 仁古田 宇多治
	93	7	5	次十	10				50 仁古田 為治
3				宇多治	2	25			37 年辰春 生塚 北村半兵衛
3	75			為治	1	12	5		15 上本入 吉左衛門
3				半兵衛	6	75			45 辰冬 吉田 惣助
1	50			吉左衛門	3				20 吉田 友右衛門
4	54			惣助	15	75			35 午冬 曲尾 関忠左衛門
2				友右衛門	6	75			15 村 園右衛門
3	50			忠左衛門	18				30 未春 仁古田 宇多治
1	50			園右衛門	3	37	5		5 円 申春 横尾 兼右衛門
3				宇多治	13	50			20 申春 波之助
	50			兼右衛門	56	25			75 申冬 紺屋町 徳兵衛
2				波之助	12	37	5		15 酉春 村 銀右衛門
7	50			徳兵衛	36				40 酉冬 西根 金兵衛
	54			次十	27				30 酉冬 築地 萬作
3				萬三九	4	50			5 円 酉冬 横尾 次重
1	50			銀右衛門	18				20 酉冬 村 山崎善太郎
4				金兵衛	36				40 酉冬 村 清水賢治
2				善太郎	47	50			50 戌春 下之条 桜井弥三九
4				賢次	31	35			35 戌春 上原 市左衛門
5				弥三九	366				メ
3				市左衛門	773	93	7	5	総メ金
71	31	2	5	メ	-9	80	6		内入費引
169	57	9	9	滞メ	-2				上納
13	56	3	4	滞メ利子	-40				舎中割取
1	5		3	横尾 次重 元利	722	13	1	5	引メ
1	12	3	2	ツイデ 萬作	-36	10	6	5	内 備分
111				仁古田 山野井文治郎 元利	686	2	5		残而
37	45	5	2	舎長 預ケ元利	34	30	1	2	式拾人割
333	77	5		メ					

1) 「永続堅磐講明細帳」（藤本蚕業歴史館文書）より作成。

分として36円10銭6厘5毛を引いて、残額を686円2銭5厘としていた。この残額686円2銭5厘については、堅磐舎内で協議をした上で、講員（舎員）20人で、1人当たり34円30銭1厘2毛ずつ、株金として割賦（分配）したのである。これにより、堅磐講（堅磐舎）の講員は、以後は永続舎の株主という事になった。

講員20人の総計で考えると、第1期の状況を検討した際に先述したように、堅磐講に講員20名で合計359両を積み立てていた。講員20人による堅磐講への積立が打ち切られた後の約8年10ヶ月の期間中に、講員20人は堅磐講から割取として、合わせて40両×15回=600両と、40円×4回=160円を受け取っていた。先述のように、明治6年3月24日（1873年3月24日）以降の4回の講会では、堅磐講においては1両=1円で換算されていた。さらに講員20名は、明治7年11月（1874年11月）に合舎して堅磐講が消滅する時に、永続舎の株金という格好で、割取とは別に総額で686円2銭5厘の配分を受けていた。

堅磐講が滞貸を持っていた事、堅磐講から個々の講員が自由に積金を引き出せなかった事、幕末期において物価が上昇していた事については、考慮をする必要はある。しかしながら以上の点について考慮しても、堅磐講の講員20名は、堅磐講に20名で積み立てた資金総額359両に対しては、合舎時の株金での配分総額686円2銭5厘を除いた、約8年10ヶ月の期間で配分された割取総額（600両+160円）の分だけでも、額面上での資金回収は十分にできていた。堅磐講の講員になり、上塩尻村外に居住していた者への貸付によって運用されていた資金の一部を、割取として受け取っていた事は、個々の講員にとって、家産の維持につながっていたものと考えられる。

なお、堅磐講（堅磐舎）も含まれる、永続講に属する各講が明治7年11月（1874年11月）に合舎して設立された永続舎は、私立銀行とし

て明治13年5月（1880年5月）に設立され、大正9年7月（1920年7月）に上田銀行に合併されるまで存続した、塩尻銀行の前身となった。講員からの積立金を元手に貸付を行って積立高を増やしていた、永続講に属する各講の運営状況については、預金よりも資本金や積立金を主な原資として貸付を行っていた、設立当初の塩尻銀行の経営との関連性をうかがう事ができよう¹²⁾。

むすびにかえて

本稿では、永続講に属する講のうち、安政3年12月6日（1857年1月1日）に結成された堅磐講の成立から、明治7年11月（1874年11月）の合舎による消滅までの状況について、「永続堅磐講明細帳」（藤本蚕業歴史館文書）および「堅磐講議定書」（佐藤治郎兵衛家文書）を主な手がかりとして、概観してきた。

堅磐講は、永続講に属する直毘講と同様に、上塩尻村で組織された通常の満期解散講とは異なる、長期継続的な金銭積立組織としての積立講として、結成されていた。堅磐講では、3月24日と11月24日の年に2回、講の会合である講会が開催された。堅磐講の議定では「家の永続」をうたいつつも、講員への預け金に関す

12) 明治5年（1872年）には国立銀行条例が公布されたが、この時点で営業を行った国立銀行は4行にとどまった。その後、明治9年（1876年）には国立銀行条例が改正され、上田町では第十九国立銀行が設立された。明治13年（1880年）に上塩尻村において、私立銀行である塩尻銀行が設立された際の状況については、今後の検討が必要である。なお、預金銀行以前の銀行モデルとして、資本金と積立金を主な原資として貸付を行っていた「合本銀行」の経営行動に注目した議論の一例として、鶴見誠良「明治中期における普通銀行の経営行動—合本銀行論の試み」『地方金融史研究』第49号、2018年がある。

る規定が定められていた。この事からもうかがえるように、当初から講員による資金積立、および資金の貸付による運用を念頭に置いた上で、堅磐講は結成されていた。また堅磐講は当初から、講として上田藩に上納金を納め、上田藩から結成の許可を受ける事を想定して、組織されていた。幕末開港以前からの上塩尻村における蚕種取引の活発化、および上塩尻村の周辺町村での商取引の活発化にともなう地域的な資金需要の拡大を背景にして、満期解散型の通常講よりも資金積立・資金貸付をしやすい長期継続的な金融組織として、堅磐講は結成され、資金運用が行われていたと考えられる。

永続講に属する堅磐講は、同じく永続講に属する講であった直毘講とは異なり、講員は全て上塩尻村在住者となっていた。堅磐講の第1期（安政3年12月6日～慶応3年11月24日（1857年1月1日～1867年12月19日））においては、講員への事実上の低利の貸付に相当すると考えられる「預り」の事例が一部見られたものの、主に上塩尻村の周辺に位置する上田藩領の村に居住する、堅磐講員以外の者に対する貸付が、堅磐講によって行われていた。堅磐講では、慶応元年11月24日（1866年1月10日）以後に、講員への一種の配当金に相当する割取が、1人当たり1両ずつの割合で、年に1回行われるようになった。講員への配当に相当する割取が行われるようになった、慶応元年11月24日（1866年1月10日）の直前の講会であった、元治2年3月24日（1865年4月19日）の講会で、講員による堅磐講への講金の積立は終わった。これ以後は、主に貸付での資金運用によって、堅磐講としての資金の増加が目指される事になった。

堅磐講の第2期（慶応4年3月24日～明治

7年11月（1868年4月16日～1874年11月））においても、堅磐講員による講金の「預り」の事例が一部見られたものの、講員以外の者への貸付が、堅磐講としては資金運用の中心になっていた。堅磐講からの貸付を受けた者は、上塩尻村の周辺に位置する村に居住していた場合が、第1期と同様に多かった。明治7年11月（1874年11月）には、堅磐講（堅磐舎）は、永続舎として合舎する事になった。永続舎は、明治13年5月（1880年5月）に塩尻銀行が設立される際の前身となっていた。堅磐講も含まれる、永続講に属する各講は、講員からの積立金を元手にして、貸付を行っていた。このような積立金を元手にした貸付のあり方は、預金よりも資本金や積立金を主な原資として貸付を行っていた、設立当初の塩尻銀行の経営と、関連していた可能性が考えられる。

本稿では上塩尻村で組織された、永続講に属する講の1つであった堅磐講について、同じく永続講に属する講の1つであった直毘講との共通点・相違点にも留意しつつ、検討をしてきた。しかしながら、永続講全体に関する検討は、未だ不十分である。永続講に属する講としては、直毘講・堅磐講以外の講についても、検討を進めていかなければならない。永続講全体についての、蚕種業や銀行業との関連についての考察も、求められている状況である。依然として残された問題点は多いが、以上の諸点については、今後の課題としたい。

追記：本稿は、科学研究費補助金基盤（C）「近世末・近代日本における共同性と地域金融」（研究課題番号 26380448）による研究成果の一部である。